

第1章 支援の流れ

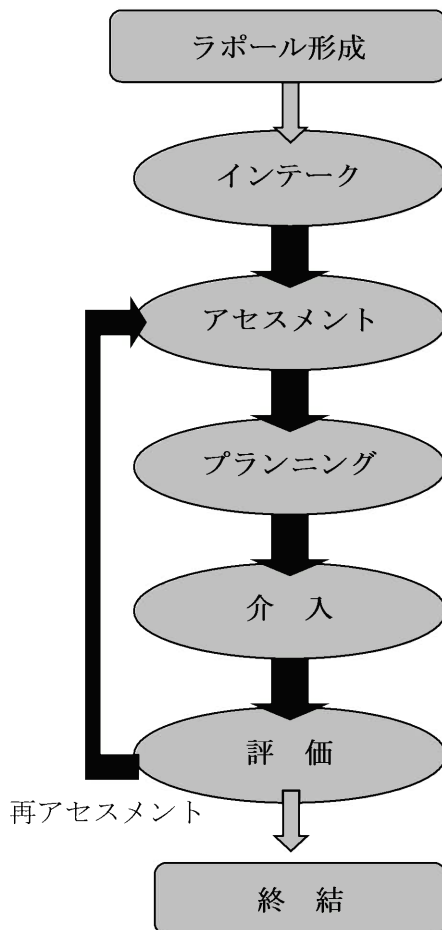
犯罪等により被害を受けた方、その家族、遺族（犯罪被害者等）は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。

しかし、一方で、被害に遭うまでは、家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた方です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行きましょう。

人を支援することは、機械的に行えばよいというものではありませんが、次のような「手順」を踏まえながら支援を行うと、相談者にとっても支援担当者にとってもより良い支援になることが知られています。

ここでは、「手順」をもとにそれぞれの段階において行うことを説明します。



【支援のプロセス】

- ※
- (1) ラポール形成：信頼関係を築く
 - (2) インテーク：被害者の状況を把握する
 - (3) アセスメント：被害者の状況を明確化する
 - (4) プランニング：支援計画を立てる
 - (5) 介入：支援を実践する
 - (6) 評価：支援を振り返る
 - (7) 終結

※ラポール：相談者と相談を受ける者の間に、相互に信頼し合い、安心して自由にふるまったり感情の交流を行ったりできる関係が成立している状態。

チェック!! ～ 犯罪被害者等支援条例・見舞金制度について ～

静岡県内すべての市町には、犯罪被害者支援に関する「総合的対応窓口」が設置されています。また、条例は全ての市町で制定されています。全ての市町には「見舞金」が支給される制度もあります。見舞金制度の有無も合わせ、各市町の「総合的対応窓口」へお問合せください。（各市町総合的対応窓口：116 ページ）

1 ラポール形成（信頼関係を築く）

(1) 相談しやすい環境をつくりましょう。

犯罪被害者等相談者の来談時には、衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにします。

また、電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないように配慮します。

「犯罪被害申告票（150 ページ）」を備え付けておくなどし、被害について申告をしやすい環境をつくりましょう。

(2) 安全性・緊急性を見極めましょう。

相談が来談によるのか、電話によるのかで異なりますが、相談をされる被害者の安全性や緊急性及び健康状態をまず確認しましょう。

再び、被害に遭わないように安全な場所を確保し、安心できる場所に移るように促すことが大切です。

来談の場合は、守秘義務が守られるようカウンターではなく、独立した相談室など環境を整えましょう。

<被害直後の電話相談の場合>

①「今いる場所は、安全ですか」 ②「怪我はしていませんか」
③「誰かそばにいてくれる人はいますか」 ④「今お話をしても大丈夫ですか」
⇒最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、消防等）につなぎます。

(3) 自己紹介をしましょう。

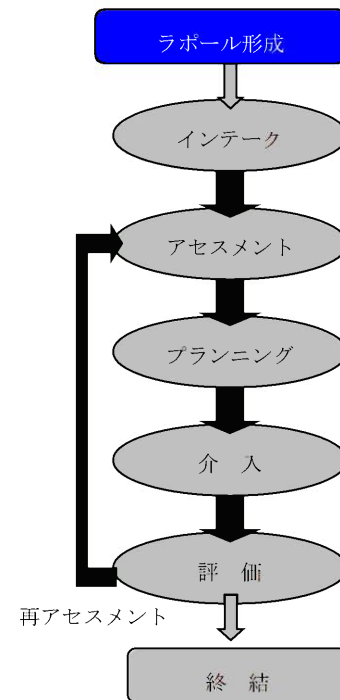
自己紹介をした後に、機関と相談窓口の役割を簡単に述べ、相談を受けるに際して秘密が守られることをわかりやすく伝えましょう。

(4) 心を込めて耳を傾けて聴き・受け止めましょう。

相談者の話をせかさず丁寧に聞き、さえぎらず気持ちをそのまま受け止め、内容を評価したり安易に決めつけたりしないことが大切です。

また、被害に遭った苦痛には、他の人との軽重はないので、人の被害状況と比べたり自責感を助長させないことが重要です。

そして、相談者の心情に沿わない安易な助言は、逆に傷つけることになるので、安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めないことが大切です。



2 インテーク（被害者の状況を把握する）

初めてまとまった話を聴くことを、「初回面接」や「受理面接（インテーク）」と呼びます。インテーク面談内容は、その被害者に対して支援者同士が共通理解をもって、以後の支援を円滑に進めていくために最も重要な情報となります。

【インテークで行うこと】

インテークの基本としては、被害者が訴えることに十分に耳を傾けることが重要です。

「相談受理票」を活用しながら、被害者の全体像をイメージしていきましょう。

(1) 直面している問題、主訴を把握する

被害者等は、何を解決したいのかを把握することが大切です。

(2) 来談理由、来談経路を明らかにする

なぜ相談に来たのか、どこから紹介されたのかを把握しておきましょう。

(3) 問題発生から現在に至る経過を把握する

事件内容を聴き、解決したい問題がどのような状況にあるのか把握し、今後の支援の方向性を見通しましょう。

(4) 被害者等及び家族等の対応能力を見極める

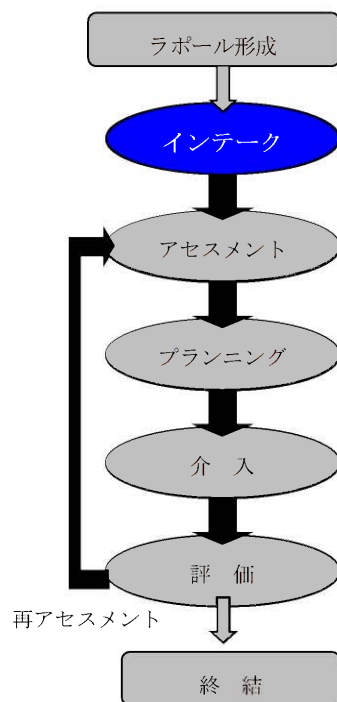
被害後、被害者等がどのように対応してきたかを知ること、被害者らの「力」・「健康の度合い」等を知ることができます。

(5) どのような支援を望んでいるのか、支援を受ける意思を確認する

周囲から相談を勧められて連絡してきた場合もあるため、今後、被害者等が窓口の支援を受ける意思を有するか確認することで、窓口で支援が可能な事案か、他機関の方が適切かを見極めます。

(6) 相談受理者が相談内容をどう理解したのかを伝える

「相談等受理票」を記載したところで、支援者（相談受理者）が相談内容をどう理解したのか伝え、被害者等との間に認識のズレがないかを聴きます。



3 アセスメント（被害者の状況を明確化する）

被害者等が抱えている・直面している問題点は、何かを整理して明確にし、ニーズや意思、被害者を取り巻く社会環境などの情報を得て解決の方向性を見定めることをアセスメントと呼びます。

(1) 問題の明確化と整理を行きましょう。

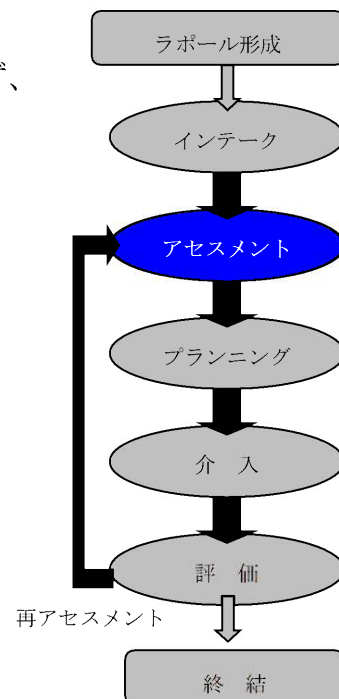
ニーズがどこにあるかを、単に欲求や需要にとどまらず、

- ① 被害者等が援助して欲しいと望んでいるもの
- ② 被害者等が実際に生活上で困っているもの
- ③ 専門家の目から見た時に援助が必要だと思われるもの

に分け、整理を行きましょう。

(2) 「ニーズアセスメントシート」を活用しましょう。

「何に困っていますか」と要望をストレートに聞いても、被害者等は何と答えようもない場合もありますので、「ニーズアセスメントシート」を活用し、「司法関係の手続き状況」、「日常生活の維持で抱えている問題」、「経済的な問題」、「心身の状態」、「安全の確保」等を聴いていきましょう。



4 プランニング（支援計画を立てる）

被害者等のニーズに対して、どこから支援をするのか検討していくことをプランニングと呼びます。

(1) 「支援計画表」を活用しましょう。

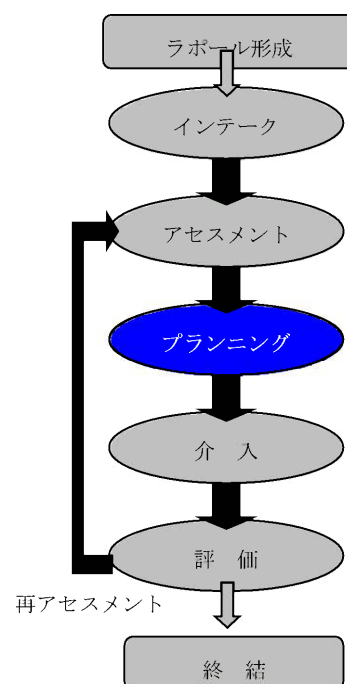
「ニーズアセスメントシート」で明確化したニーズを次は、「計画表」に転記し、支援計画を立てましょう。

(2) 優先順位を決めましょう。

問題が複数ある場合があります。緊急度の高い問題（ニーズ）から優先的に取り組む必要があります。衣食住の充足に関わる問題から取り組むべきですが、一方的な支援にするのではなく、情報提供をしながら、自己決定を促しましょう。

(3) 所属機関、関係団体ができる支援内容を明らかにしましょう。

具体的にできる支援内容を明らかにし、被害者等に過度の期待を抱かせることのないようにしましょう。



5 介入（実践する）

被害者等のニーズに対して、具体的に支援を展開していく段階を介入と呼びます。

(1) 具体的に、介入していきましょう。

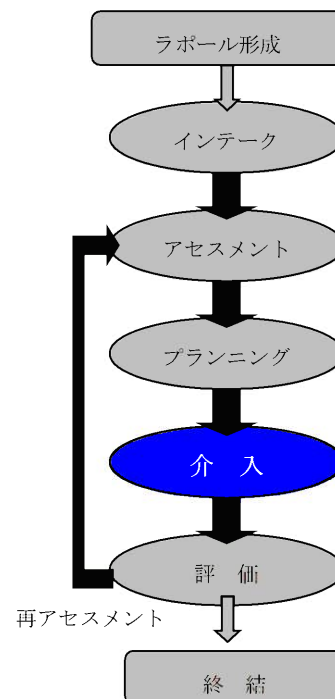
優先順位を決めた「支援計画表」をもとに介入で行っていくことは、「直接的な支援」、「制度、サービス、資源と被害者等を結びつけること」「他職種、他機関と協働体制をつくる」等です。

(2) 他機関等のネットワークも利用しましょう。

被害者の状況は、事件の捜査・公判に伴う負担、精神的な問題、仕事の問題、学校の問題、家や家族の問題、介護の問題、保険交渉の問題など多岐にわたる場合が少なくありません。

一つの機関でできることは限られています。

適宜社会資源の紹介を行い、他機関等のネットワークをつくり、協働体制で介入することが被害者等の不安や負担等の軽減につながります。



6 評価（支援を振り返る）

支援が一区切りつき、支援を点検する時期が訪れます。その際、支援が適切に実施されているかを評価する（振り返る）こととなります。継続的な支援の点検を行い、場合によっては再びアセスメントを行うことも出てきます。

(1) 評価（振り返り）をしましょう。

評価で行うことは、

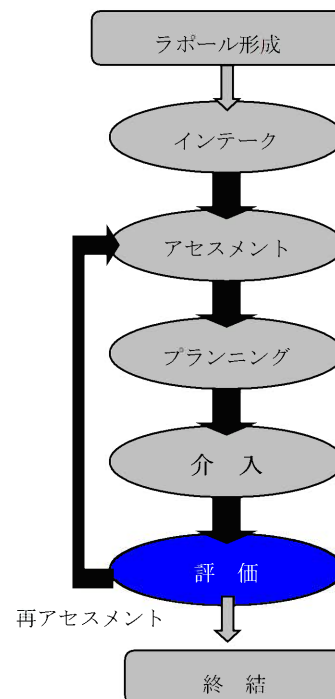
- ① 被害者の心身の状況及び社会状況に変化がないか、新たなニーズが生じていないかを確認する。
 - ② 「被害者の希望が叶えられているか」に着目する。
 - ③ 新しいニーズが出てきた時は、再アセスメントを行う
- 等です。

(2) 被害からの回復を焦らないようにしましょう。

犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要です。

(3) 支援を行うための技量向上に努めましょう。

支援員として、法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要です。



7 支援を終結する

被害者支援の場合、被害後の苦しみが長年にわたるため、支援が完全に終結するといったことはほとんどありませんが、「ニーズアセスメントシート」で聞き取った具体的な支援が一旦終了した段階で、一区切りと考えることができます。

(1) 終結で行うこと

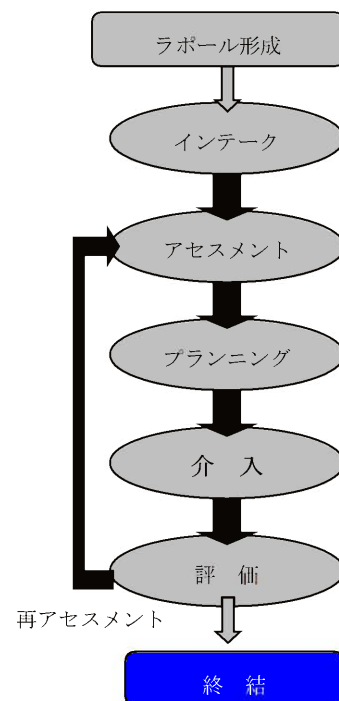
- ① 支援の終結について被害者等に確認をする。
- ② 被害者等と支援の展開過程を振り返る。
- ③ 終結後の生活課題と予後について確認する。

(2) フォローアップの設定を行う

支援を終了する時期に、新たな課題が出てきている可能性の配慮として、突然に支援を打ち切らず支援計画を立てたように、終結時も段階的に支援を減らす等計画的に実施しましょう。

例えば、被害直後は、毎週連絡をしていたとしても、状況が落ち着いてくれば、2週間に一度、次は1ヶ月に一度、2ヶ月に一度と頻度を空けていきます。もしくは、被害者によって半年後などにその後の状況を確認する面接や電話の約束を入れる方法もあります。

これを「フォローアップをする」と言い、細やかな対応が終結まで求められます。



「犯罪被害者等暮らし・支援検討会（くらしえん）」発行
「犯罪被害者等相談支援マニュアル はじめて担当になったあなたへく行政職員編（第一版）」参照
<http://kurasshien.net/>

「共通支援ツール」使用ガイド

様式1「相談受理票」、様式2「ニーズアセスメントシート」、様式3「支援計画表」を総称して、「共通支援ツール」と呼びます。「共通支援ツール」は、途切れのない円滑な支援が行われるためのものであり、各機関のそれぞれの状況に応じて、支援を行う際の参考にしてください。各様式の使用法や留意事項について記載しましたので御参照ください。

1 相談受理票

- ・被害者等の基本情報や被害の概要を記録するための様式です。
- ・被害者等の心情に十分に配慮し、状況に応じて話を聴き取るようにしてください。

2 ニーズアセスメントシート

- ・被害者等の抱えている問題点やニーズ全般を自機関で可能な限り聴き取るための参考様式であり、被害者等のニーズを明確化し、必要な情報を整理するために利用してください。
- ・記入不要と判断されるものなど、機械的に全てを聴き取る必要はありません。
- ・二次被害を与えてしまうかもしれないことを意識して、丁寧に対応し、相談内容を受け止めるよう十分注意してください。
- ・ニーズを聴き取るための様式であり、そのまま他機関に渡すことは想定していません。被害者等の負担軽減のため、必要最低限の情報共有にシートの聴き取り事項を活用する際には被害者等の同意が必要となりますので、情報提供に関する同意書作成等十分配慮してください。(P111)

3 支援計画表

- ・被害者等のニーズに対して支援の目標を立て、支援内容を整理し記入するための様式です。
- ・問題が複数ある場合は、優先順位を付けて支援計画を立てるために使用できます。

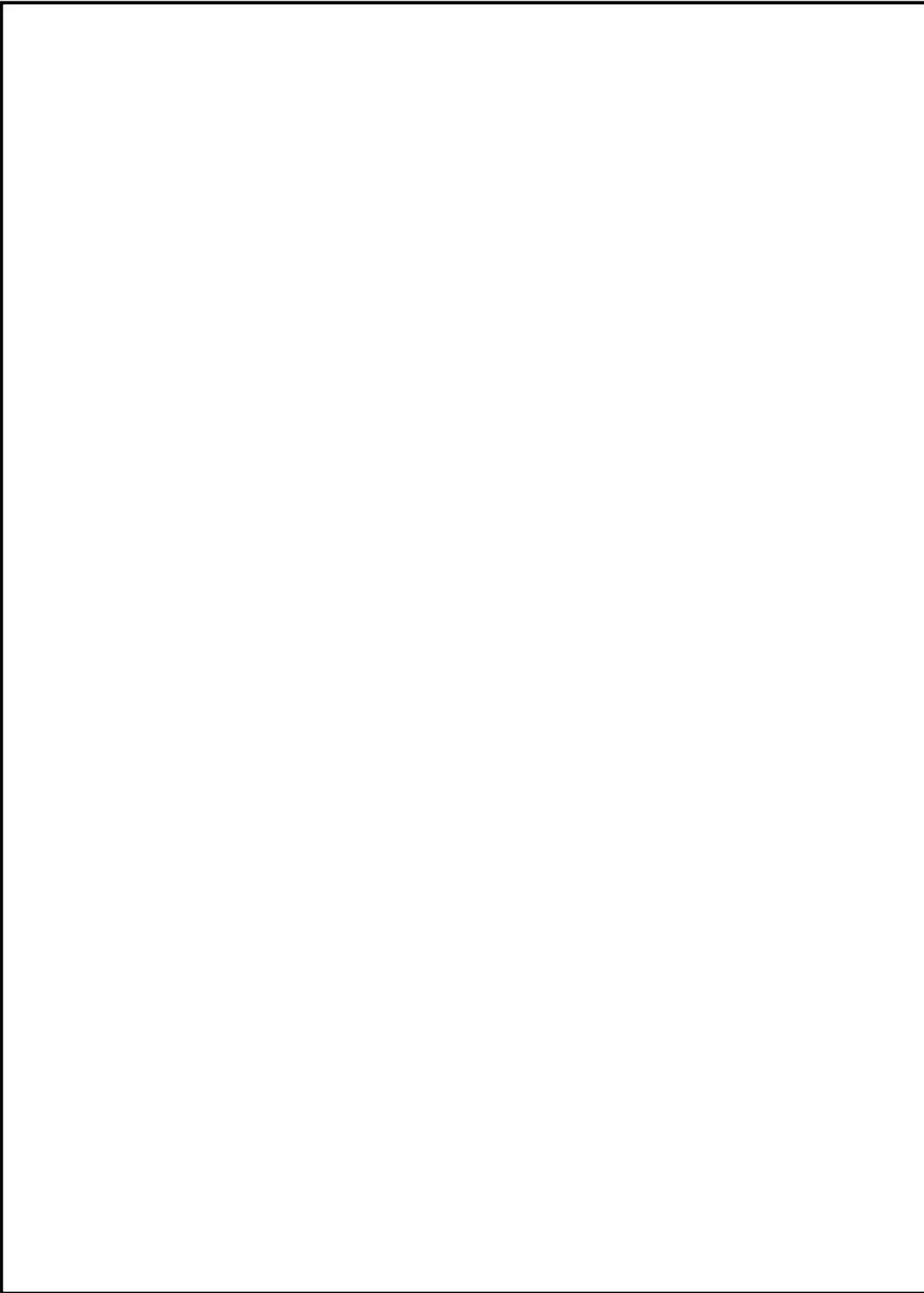
※横浜市が作成した、途切れのない支援のための「共通支援ツール」を参考に、同市の了承を得て同じ形式のツールを作成しました。

受理区分	電話・面接・メール・その他()
受理職員	

相 談 受 理 票

受理番号
No.

受理年月日	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 時 分				
相談者	住所				
	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生	男・女	
	連絡先	電話番号: ----- メール:	職業		
	被害者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他			
被害状況	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害・暴行 <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> 性被害 <input type="checkbox"/> 詐欺 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> DV(配偶者、虐待) <input type="checkbox"/> その他のトラブル(契約・金銭・近隣) <input type="checkbox"/> その他()				
	(被害概況)				
	(加害者) <input type="checkbox"/> 特定されていない <input type="checkbox"/> 特定されている (<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他())				
相談内容					
相談・支援の	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	支援機関・団体	支援の内容		
二相 談者	<input type="checkbox"/> 総合的相談 <input type="checkbox"/> 司法関係の手続き等 <input type="checkbox"/> 心身の状態(医療相談・精神的ケア) <input type="checkbox"/> 経済的問題 <input type="checkbox"/> 日常生活の維持 <input type="checkbox"/> 安全の確保 <input type="checkbox"/> その他()				
備考					



ニーズアセスメントシート(支援の明確化と整理)

				受理番号No.						
アセスメント日時	令和	年	月	日()	午前・午後	時	分	～	時	分
相談者	被害者との関係()									
分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先						
司法関係の 手続き等	警察・検察 関係	<input type="checkbox"/> 今後の手続き等の説明について (受けていない・理解できた・ 受けたがよくわからない・その他) () <input type="checkbox"/> 警察・検察での事情聴取等への 不安、問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> その他、警察・検察関係での 不安、問題 (ある・なし・その他) ()	<input type="checkbox"/> 左記の不安、問題の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 捜査等の進捗状況の連絡 (希望する・希望しない・その他) () <input type="checkbox"/> 警察・検察での事情聴取等への 付添いなど (希望する・希望しない・その他) () ※性暴力に関すること <input type="checkbox"/> 産婦人科・婦人科の受診 (した・していない) (その他:)	【手続きの説明等】 * 県警犯罪被害者支援室 (P30) * 法テラス静岡 (P35) * 検察庁 (P43) * 静岡県弁護士会 (P46) * 保護観察所 (P49) * 各警察署 (P117) 【付添い支援】 * 静岡犯罪被害者支援センター (P37) * 静岡県弁護士会 (P44) 【性暴力被害について】 * 静岡県性暴力被害者支援センター (P63)						
	刑事手続・裁 判等	<input type="checkbox"/> 刑事裁判の有無、予定 (済み・進行中・なし・予定あり) () 予定ありの場合の日程 () <input type="checkbox"/> 弁護士による法律相談の利用 (利用した・予定あり・希望する ・希望しない・その他) した場合、どこの法律相談か (被害者支援センター・県弁護士会 ・法テラス・その他) () <input type="checkbox"/> 刑事手続、裁判等に関する 不安、問題 (ある・なし・その他) ()	<input type="checkbox"/> 裁判が終わっている場合の結果 () <input type="checkbox"/> (進行中、または予定ありの場合) 裁判等の進捗状況の連絡 (希望する・希望しない・その他) () <input type="checkbox"/> 刑事手続、裁判等に関する不安、問題の 具体的内容 () <input type="checkbox"/> 刑事裁判への関与を希望する場合 何を希望するか (傍聴・意見陳述・被害者参加・その他) () <input type="checkbox"/> 刑事手続に関する支援弁護士 (いる・予定あり・希望する・希望しない・その他) ()	【弁護士への相談】 * 法テラス静岡 (P35) * 静岡犯罪被害者支援センター (P37) * 静岡県弁護士会 (P44) 【刑事裁判について】 * 検察庁 (P43)						
	民事手続・裁 判等	<input type="checkbox"/> 損害賠償請求 (済み・進行中・予定あり・なし) () <input type="checkbox"/> 示談交渉 (済み・進行中・予定あり・なし) () <input type="checkbox"/> 弁護士による法律相談の利用 (利用した・予定あり・希望する ・希望しない・その他) () した場合、どこの法律相談か: 法テラス・県弁護士会・その他 () <input type="checkbox"/> 民事手続、裁判等に関する不安、 問題 (ある・なし・その他) ()	<input type="checkbox"/> 請求、示談、民事裁判等が終わっている 場合の結果 () <input type="checkbox"/> 民事手続、裁判等に関する不安、問題の 具体的内容 () <input type="checkbox"/> 損害賠償等に関する支援弁護士等 (いる・予定あり・希望する・希望しない) () (その他:)	* 法テラス静岡 (P35) * 静岡犯罪被害者支援センター (P37) * 静岡県弁護士会 (P44)						

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先	
心身の状態	身体の状態	□被害による治療	【被害者本人】 (ある・ない)	□現在の状況 ()	【病状や治療について】 * 治療中の医療機関 * かかりつけ医療機関 【医療機関を探す】 * 医療情報ネット(P57) 【医療機関への付添い】 * 静岡犯罪被害者支援センター(P37) * 静岡県性暴力被害者支援センターSORA(性暴力被害)(P64)
			【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()	□現在の状況 ()	
		□不眠や食欲不振	【被害者本人】 (ある・ない)	□具体的な症状等 ()	
			【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()	□具体的な症状等 ()	
		□その他の症状、問題 (ある・ない) ある場合、誰が	□具体的な症状、問題等 ()		
	心の状態	□気分の落ち込みや自責感	【被害者本人】 (ある・ない)	□具体的な様子 ()	【病状や治療について】 * 治療中の医療機関 * かかりつけ医療機関 【医療機関を探す】 * 医療情報ネット(P57) 【医療機関への付添い】 * 静岡犯罪被害者支援センター(P37) * 静岡県性暴力被害者支援センターSORA(性暴力被害)(P64) 【こころの悩み】 * 県警犯罪被害者支援室(P30) * 静岡犯罪被害者支援センター(P37) * 精神保健福祉センター(P54)
			【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()	□具体的な様子 ()	
		□恐怖感や不安感等	【被害者本人】 (ある・ない)	□具体的な様子 ()	
			【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()	□具体的な様子 ()	
		□その他の症状	【被害者本人】 (ある・ない)	□具体的な様子 ()	
【家族等】 (ある・ない) ある場合、誰が ()			□具体的な様子 ()		
※上記の内、一つでも該当する場合		□ カウンセリングまたは精神科等の利用 【被害者本人 / 家族】 (利用中・希望する・希望しない・その他) ()			
□その他の不安、問題 (ある・ない) ある場合、誰が	□不安、問題の具体的内容 ()				

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
経済的問題	就労収入等	<input type="checkbox"/> 被害による就労収入減などの不安・問題 (ある・なし・その他) () ある場合、誰の: ()	<input type="checkbox"/> 左記の収入問題の具体的内容 ()	
	当面の支払 (医療費等)	<input type="checkbox"/> 医療費の支払についての不安、問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> 葬儀、法要等の支払についての不安、問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> その他の急な出費についての不安、問題 (ある・なし・その他) ()	<input type="checkbox"/> 左記の不安、問題等の具体的内容 () ※健康保険の適用について <input type="checkbox"/> 第三者行為による傷病届の手続き (終了・申請済み・準備中・していない)	【犯罪被害者等給付金】 * 県警犯罪被害者支援室 (P30) * 各警察署 (P117)
	その他	<input type="checkbox"/> 住宅ローン・賃貸家賃の支払についての不安、問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> その他借金の支払についての不安、問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> 相続上の不安、問題 (ある・なし・その他) () <input type="checkbox"/> 各種手当等の受給について (行政機関から支給される手当等) ※ P37~P38 <input type="checkbox"/> 公的年金の受給について ※P33~34	<input type="checkbox"/> 左記の不安、問題等の具体的内容 () ※交通事故の場合 <input type="checkbox"/> 加害者の保険 (任意・自賠責のみ・無保険) ※身体・生命に関する犯罪の場合 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等給付金について (受給済み・申請済み・準備中・未申請・非該当・その他) <input type="checkbox"/> 左記の不安、問題等の具体的内容 () 【例】 <input type="checkbox"/> 児童手当 (ある・なし) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 (ある・なし) <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 (ある・なし) <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 (ある・なし) <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 (ある・なし) <input type="checkbox"/> () 手当 (ある・なし) 【例】 <input type="checkbox"/> 障害基礎年金 (ある・なし) <input type="checkbox"/> 遺族基礎年金 (ある・なし) <input type="checkbox"/> () (ある・なし)	【医療費の支払、助成制度】 * 各医療機関相談室 【その他相談全般】 * 静岡犯罪被害者支援センター (P37) * 静岡県弁護士会 (P44) * 各社会福祉協議会 (P56) * 各市町相談窓口 (P116)

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
日常生活の維持	通勤・通学	<input type="checkbox"/> 就学・就労についての問題、困難 (ある・なし) 【例】 ・通勤、通学の困難 ・学校、職場での困難 ・学校、職場の理解不足等	<input type="checkbox"/> 問題、困難の具体的内容 ()	* 静岡犯罪被害者支援センター(P37) * 静岡県弁護士会(P44) * 総合労働相談コーナー(P61) * 各教育委員会(P67) * 各市町相談窓口(P116)
	家事・育児・介護	<input type="checkbox"/> 家事・育児・介護についての問題、困難 (ある・なし) <input type="checkbox"/> 同居家族以外での協力者 (いない・いる) (その他:)	<input type="checkbox"/> 問題、困難の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 家族以外の協力がいない場合等 【ヘルパーやボランティアの利用】 (希望する・しない・その他) ()	【相談全般】 * 保健所(P55) * 各市町相談窓口(P116) 【ヘルパー、ボランティア等】 * 各社会福祉協議会(P56) * 各市町相談窓口(P116)
	家族関係・その他	<input type="checkbox"/> 家族関係の悪化、問題など (ある・なし) <input type="checkbox"/> 家族への接し方の疑問・不安 (ある・なし) <input type="checkbox"/> 友人等とのつきあい (変化あり・変化なし)	<input type="checkbox"/> 家族に関する問題等の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 友人等との変化の具体的内容 ()	【相談全般】 * 静岡犯罪被害者支援センター(P37) * 静岡県男女共同参画センター(P63)
	その他	<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的内容 ()	* 静岡犯罪被害者支援センター(P37) * 各市町相談窓口(P116)
安全の確保	再被害防止	<input type="checkbox"/> 再被害についての不安 (ある・ない・不明)	<input type="checkbox"/> 具体的な内容 ()	* 県警犯罪被害者支援室(P30) * 検察庁(P43) * 保護観察所(P49)
	プライバシー	<input type="checkbox"/> 加害者からの嫌がらせや個人情報の拡散 (ある・ない) <input type="checkbox"/> マスコミ報道 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 嫌がらせや個人情報拡散の具体的内容 () ※DV・ストーカー被害の場合 <input type="checkbox"/> 戸籍・住民票の閲覧制限 (した・手続中・していない・不要)	【マスコミ対応など】 * 法テラス静岡(P35) * 静岡県弁護士会(P44) 【閲覧制限】 * 各市町相談窓口(P116) * 各警察署(P117)
	居住環境	<input type="checkbox"/> 自宅に住み続けられるか (問題あり・不安・問題なし)	<input type="checkbox"/> 自宅に住めない具体的問題 () <input type="checkbox"/> 避難場所(ある・ない) (ある場合、どこか)	* 県公営住宅課(P22) * 静岡犯罪被害者支援センター(P37) * 各市町相談窓口(P116)
	その他	<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある・ない)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的内容 () ※DV被害の場合 <input type="checkbox"/> 加害者は(家族・それ以外) <input type="checkbox"/> 加害者とは(同居中・別居) <input type="checkbox"/> これまでに、DVは (あった・なかった)	* 静岡犯罪被害者支援センター(P37) * 各市町相談窓口(P116) ※DV被害については * 女性相談支援センター(P61) * 賀茂・東部・中部・西部健康福祉センター(P62)

支援計画表(プランニング)

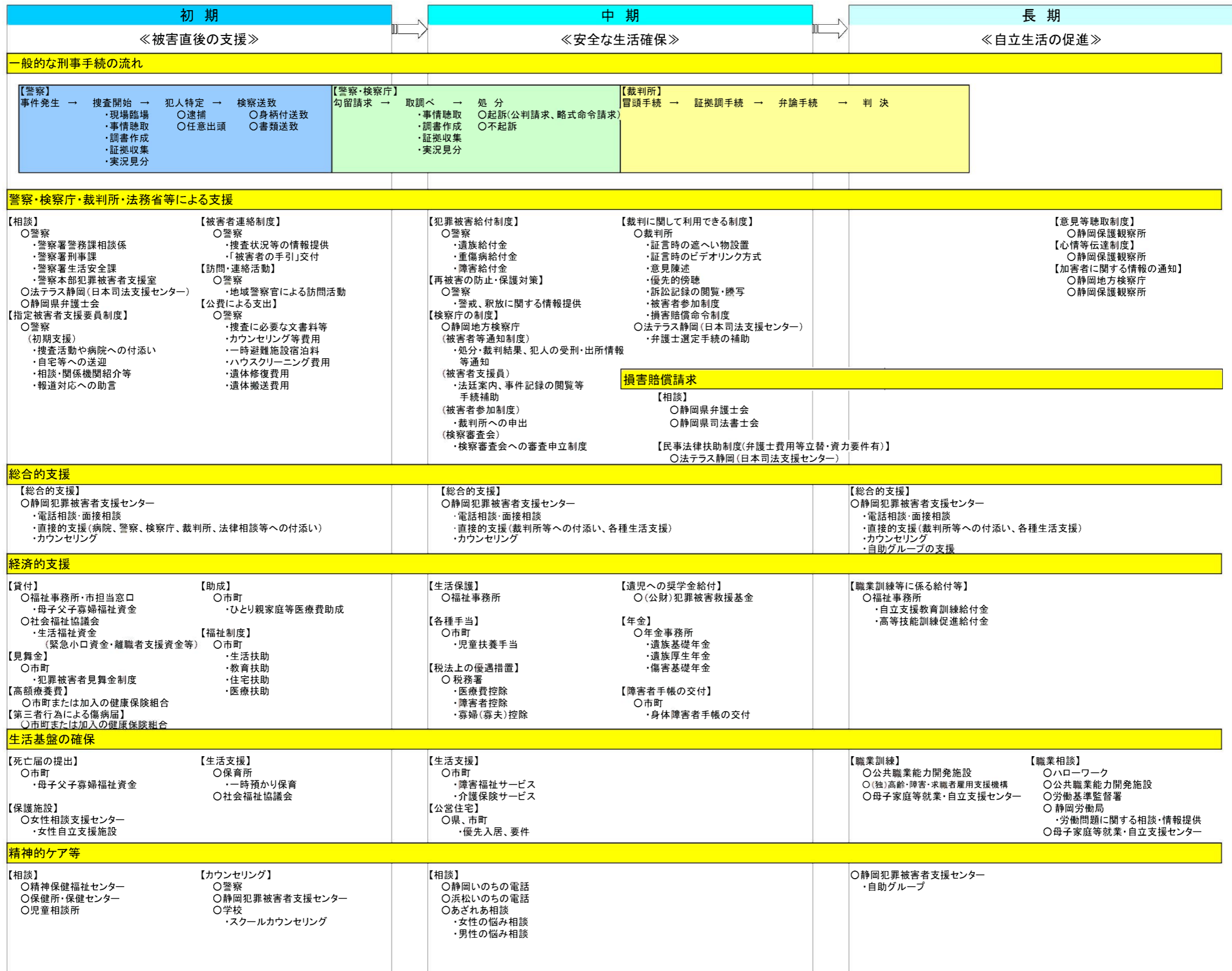
受理番号	
------	--

作成日時	令和 年 月 日()	作成支援者		相談者	
------	-------------	-------	--	-----	--

優先度	分野・項目	相談者の困りごと・不安など	どうなりたいか・どうなるとよいか	支援の連携先	評価

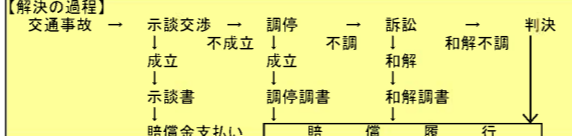
備考	
----	--

1 生命・身体に被害を受けた場合(殺人、傷害など)



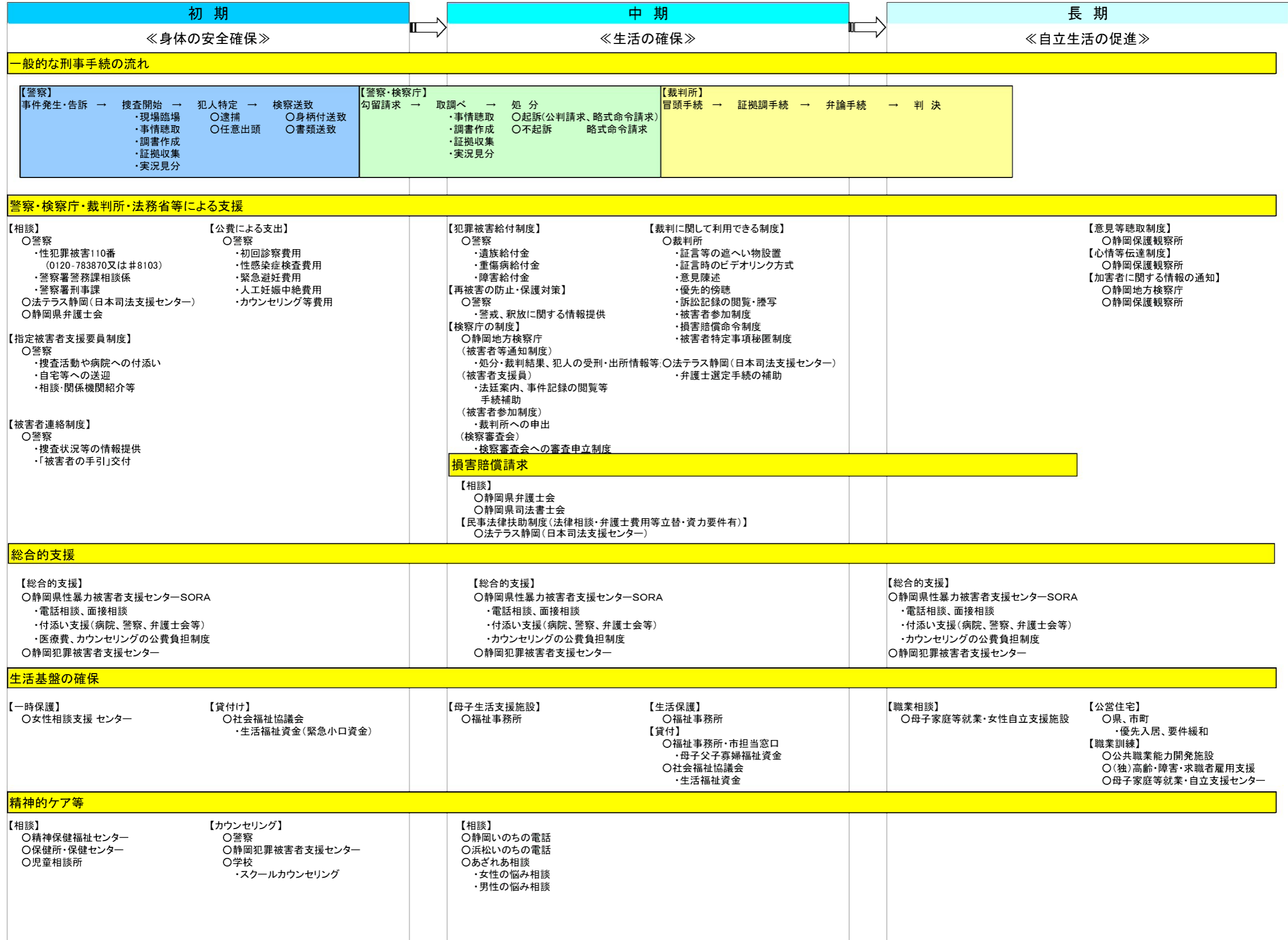
◎それぞれの支援には一定の条件があります。適用等については確認が必要です。お問合せください。
 おもに県など公的機関において実施しているものです。

2 交通事故による被害を受けた場合(人身事故)

初期 《被害直後の支援》	中期 《損害の回復》	長期 《自立生活の促進》
一般的な刑事手続の流れ		
【警察】 事件発生 → 捜査開始 → 犯人特定 → 検察送致 ・現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分 ○逮捕 ○身柄付送致 ○任意出頭 ○書類送致	【警察・検察庁】 勾留請求 → 取調べ → 処分 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分 ○起訴(公判請求、略式命令請求) ○不起訴	【裁判所】 冒頭手続 → 証拠調手続 → 弁論手続 → 判決
警察・検察庁・裁判所・法務省等による支援		
【相談】 ○警察 ・警察署警務課相談係 ・警察署交通課事故係 ・警察本部犯罪被害者支援室 ○法テラス静岡(日本司法支援センター) ○静岡県弁護士会 【指定被害者支援要員制度】 ○警察 (初期支援) ・捜査活動や病院への付添い ・自宅等への送迎 ・相談・関係機関紹介等 ・報道対応の助言	【被害者連絡制度】 ○警察 ・捜査状況等の情報提供 ・「被害者の手引」交付 【訪問・連絡活動】 ○警察 ・地域警察官による訪問活動 【公費による支出】 ○警察 ・カウンセリング等費用	【検察庁の制度】 ○静岡地方検察庁 (被害者等通知制度) ・処分・裁判結果、犯人の受刑・出所 行政処分結果等の情報提供 情報等通知 (被害者支援員) ・法廷案内、事件記録の閲覧等 手続補助 (被害者参加制度) ・裁判所への申出 (検察審査会) ・検察審査会への審査申立制度
【総合的支援】 ○静岡犯罪被害者支援センター ・電話相談・面接相談 ・直接的支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い) ・カウンセリング	【総合的支援】 ○静岡犯罪被害者支援センター ・電話相談・面接相談 ・直接的支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い) ・カウンセリング	【総合的支援】 ○静岡犯罪被害者支援センター ・電話相談・面接相談 ・直接的支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い) ・カウンセリング ・自助グループの支援
生活基盤の確保		
	【母子生活支援施設】 ○福祉事務所	【職業相談】 ○ハローワーク ○公共職業能力開発施設 ○労働基準監督署 ○静岡労働局 ・労働問題に関する相談・情報提供 ○母子家庭等就業・自立支援センター
		【公営住宅】 ○県、市町 ・優先入居、要件緩和 【職業訓練】 ○公共職業能力開発施設 ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○母子家庭等就業・自立支援センター
損害賠償請求		
【相談】 ○交通事故相談所 ○(公財)交通事故紛争処理センター ○(一社)日本損害保険協会 ○(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構	【解決の過程】 	【自賠責保険】 ○交通事故相談所 ○保険会社、農業協同組合、共済組合 【法律相談】 ○(財)日弁連交通事故相談センター 【民事法律扶助制度(法律相談・弁護士費用等立替・資力要件有)】 ○法テラス静岡(日本司法支援センター)
経済的支援		
	【貸付け】 ○福祉事務所・市区担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金 (緊急小口資金・高齢者支援資金等) ○(独)自動車事故対策機構 ・交通遺児等貸付 ・保険金等立替貸付 ・不履行判決等貸付	【奨学金貸付け等】 ○(公財)交通遺児育英会 ○(公財)交通遺児等育成基金 ○(公財)犯罪被害者救済基金 【各種手当】 ○市町 ・児童扶養手当
		【給付金】 ○市町担当窓口 ・ひとり親家庭等医療費助成 ○社会福祉協議会 ・交通遺児奨励金 ○(独)自動車事故対策機構 ・重度後遺障害介護料支給
		【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等技能訓練促進給付金
精神的ケア等		
【相談】 ○精神保健福祉センター ○保健所・保健センター ○児童相談所	【カウンセリング】 ○警察 ○静岡犯罪被害者支援センター ○学校 ・スクールカウンセリング	【相談】 ○静岡いのちの電話 ○浜松いのちの電話 ○あざれあ相談 ・女性の悩み相談 ・男性の悩み相談

◎それぞれの支援には一定の条件があります。適用等については確認が必要です。お問合せください。
 おもに県など公的機関において実施しているものです。

3 性犯罪による被害を受けた場合



◎それぞれの支援には一定の条件があります。適用等については確認が必要です。お問合せください。
 おもに県など公的機関において実施しているものです。

4 DV被害を受けた場合

《 身体の安全確保 》	《 安全な生活確保 》	《 自立生活の促進 》
総合的支援		
<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・一時保護 ○配偶者暴力相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、面接相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い等) ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、来所相談証明書等の証明書の発行等 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・一時保護 ○配偶者暴力相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、面接相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い等) ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、来所相談証明書等の証明書の発行等 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・一時保護 ○配偶者暴力相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、面接相談(求職相談含む) ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所、ハローワーク等への付添い等) ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、来所相談証明書等の発行等
暴力に対する相談	経済的支援	
<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター ○女性相談支援センター ○県健康福祉センター ○警察 <ul style="list-style-type: none"> ・警察署生活安全課 ・警察署警務課相談係 ○福祉事務所 ○市区町DV相談窓口 ○保健所・保健センター ○男女共同参画センター <p>【法律相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法テラス静岡(日本司法支援センター) ○静岡県弁護士会 	<p>【貸付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会・市区担当窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金 ・生活福祉資金(緊急小口資金・離職者支援資金等) <p>【生活保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所 <p>【各種手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町担当窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・児童扶養手当 <p>【助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町担当窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費助成 	
加害者からの保護		
<p>【緊急避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 <p>【一時保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター一時保護所 ○民間シェルター等 <p>【保護命令申立に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター ○警察 	<p>【保護命令・仮処分申立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方裁判所 <p>【逮捕、告訴、パトロール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 	<p>【保護命令違反の場合の捜査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 <p>生活基盤の確保</p> <p>【保護施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性自立支援施設 ○民間シェルター ○母子生活支援施設等 <p>【公営住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県、市町 <ul style="list-style-type: none"> ・優先入居、要件緩和 <p>【職業相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハローワーク ○公共職業能力開発施設 ○労働基準監督署 ○静岡労働局 <ul style="list-style-type: none"> ・労働問題に関する相談・情報提供 ○母子家庭等就業・自立支援センター <p>【職業訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共職業能力開発施設 ○母子家庭等就業・女性自立支援施設 ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 【職業訓練等に係る給付等】 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金
精神的ケア等		
<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター(県、富士市、浜松市、静岡市) ○女性相談支援センター ○精神保健福祉センター ○保健所・保健センター <p>【カウンセリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○民間団体 	<p>離婚請求</p> <p>【相談・弁護士紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センターと兼) <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託弁護士相談 ・直接支援(法テラス等への付添い) ○静岡県弁護士会 ○法テラス静岡(日本司法支援センター) <p>【離婚調停申立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所 <p>【民事法律扶助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> (法律相談・弁護士費用等立替・資力要件有) ○法テラス静岡(日本司法支援センター) <p>損害賠償請求</p> <p>【裁判】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○簡易裁判所、地方裁判所 	

◎ それぞれの支援には一定の条件があります。適用等については確認が必要です。お問合せください。
おもに県など公的機関において実施しているものです。

5 児童虐待を受けた場合

